



島根県報

平成17年 8月12日 (金)
第 1,700 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧	(廃棄物対策課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	3
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢者福祉課)	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
県営土地改良事業計画の変更 (5 件)	(")	4
保安林の指定の解除	(森林整備課)	6
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づく意見の概要	(経営支援課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用開始	(")	9

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	9
開発行為に関する工事の完了 (2 件)	(都市計画課)	10

特定調達公告

電子線照射装置の調達に係る一般競争入札の実施	(産業振興課)	11
------------------------	---------	----

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	12
-------------------------------	----------	----

人委規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		13
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		14

告 示

島根県告示第890号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設設置許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成17年 8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請者

益田エコクリエーション株式会社 代表取締役 堀田 俊和

益田市遠田町3815番地 1

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

益田市多田町1087 - 7 番地外 8 筆

3 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設 (焼却施設)

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃性ごみ、リサイクルプラザ残さ及び汚泥

5 申請年月日

平成17年 6 月16日

6 縦覧場所

島根県益田市昭和町13 - 1 島根県益田保健所

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 平成17年 8 月12日から同年 9 月12日まで (ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)

(2) 縦覧時間 午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

8 意見書の提出等

(1) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

(2) 意見書の提出期限

平成17年 9 月26日

(3) 意見書の提出先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

島根県告示第891号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年 8 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
隠岐の島町国民健康保険都万歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773 - 1	平成17年 4 月 1 日
医療法人 おごし歯科医院	大田市久手町刺鹿708番地 4	平成17年 7 月 1 日
出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	平成17年 3 月22日

島根県告示第892号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成17年 8 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後		
岩崎医院	岩崎歯科医院	出雲市佐田町八幡原185番地11	平成17年 4月1日

島根県告示第893号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
山本医院	松江市東奥谷町100	平成17年 4月1日
神田医院大辻診療所	浜田市大辻町121番地	平成12年 4月30日
幸町診療所	松江市幸町824 - 3	平成14年 1月4日
おごし歯科医院	大田市久手町刺鹿708番地 4	平成17年 6月30日
平田市立病院	平田市灘分町613番地	平成17年 3月21日
横田町国民健康保険鳥上診療所	仁多郡横田町大字大呂953番地 1	平成17年 3月30日

島根県告示第894号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 しあわせ	松江市本郷町 2 番30号	通所介護	ケアサポート さくばし	松江市本郷町 2 - 30	平成17年 7月15日
有限会社ごうばら	出雲市平田町1816番地15	訪問介護	ふれあいサービスごうばら訪問介護事業所	出雲市国富町1209番地	平成17年 8月1日
社会福祉法人 真心会	出雲市園町字妻ノ神 2606番地 1	通所介護	デイサービスセンター るんぴにい苑	出雲市園町字妻ノ神 2606番地 1	平成17年 3月1日
社会福祉法人 真心会	出雲市園町字妻ノ神 2606番地 1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム るんぴにい苑	出雲市園町字妻ノ神 2606番地 1	平成17年 5月1日
社会福祉法人 真心会	出雲市園町字妻ノ神 2606番地 1	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム るんぴにい苑指定短期入所生活介護事業所	出雲市園町字妻ノ神 2606番地 1	平成17年 7月25日

島根県告示第895号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成17年8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
ひかわ医療生活協同組合	指定介護療養型医療施設 斐川生協病院 介護療養型施設	簸川郡斐川町大字直江町4883番地1	平成17年8月1日

島根県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡日原町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

渡辺 利行 鹿足郡日原町大字河村61番地

2 就任年月日

平成17年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

水津 光男 鹿足郡日原町大字河村26番地

島根県告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、飯石南（赤来）地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

飯石南（赤来）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

飯南町役場頼原庁舎

島根県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、砂川地区を受益地域とする用排水施設事業（県営農業用水再編対策事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
砂川地区用排水施設事業（県営農業用水再編対策事業）変更計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
斐川町役場

島根県告示第899号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、以南東部地区を受益地域とする用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
以南東部地区用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
斐川町役場

島根県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、以南東部地区を受益地域とする農道事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
以南東部地区農道事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間

3 縦覧の場所
斐川町役場

島根県告示第901号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、以南東部地区を受益地域とする客土事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に興議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。
平成17年8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
以南東部地区客土事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
 - 3 縦覧の場所
斐川町役場
-

島根県告示第902号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
那賀郡弥栄村大字木都賀イ2709 - 2、イ2709 - 3
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため
-

島根県告示第903号

平成17年島根県告示第492号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が提出されたので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成17年8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー出雲北店 島根県出雲市高岡町1237 - 1
- 2 意見を述べる者の氏名及び住所
出雲市商工会議所 会頭 江田小鷹 出雲市大津町1131 - 1
- 3 意見の概要

(1) 交通渋滞の緩和について

店舗に隣接する県道斐川出雲大社線は、近年車両の通行量が増大しており、特にオープン時などに交通渋滞が予測されるため、交通整理員の配置等により円滑な車両の通行に努めること。

(2) 騒音の抑制及び青少年健全育成について

駐車場の利用時間（午前 9 時30分から翌 1 時30分まで）が深夜にかかるため、閉店後に若者等が駐車場でたむろして騒ぐことのないよう、また、深夜徘徊など若者の溜まり場とならないよう青少年の健全育成に努めること。

4 意見を述べる理由

周辺の生活環境や車両交通等に影響を及ぼすと考えられるため。

5 縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

島根県告示第904号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	杉戸仁多線	雲南市吉田町深野673番1地先から同33番1地先まで	前	メートル 5.50 ~ 28.00	メートル 187.00	木次土木建築事務所	道路改良工事の計画変更 拡幅 減幅
			後	9.00 ~ 34.00	172.50		
"	印賀横田線	仁多郡奥出雲町竹崎1865番2地先から同1867番47地先まで	前	10.00 ~ 30.00	580.00		凍害防止工事 拡幅
			後	12.00 ~ 30.00	580.00		
"	"	仁多郡奥出雲町竹崎1867番47地先から同482番地先まで	前 A	11.00 ~ 16.00	80.00		凍害防止工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			A	11.00 ~ 16.00	80.00		
			後 B	12.00 ~ 39.00	72.00		
"	"	仁多郡奥出雲町竹崎482番地先から同1868番1地先まで	前	11.00 ~ 45.00	305.50		凍害防止工事 拡幅
			後	13.00 ~ 70.00	305.50		

"	"	仁多郡奥出雲町竹崎 1868番1地先から同地 先まで	前	A	5.00~ 13.00	99.00	木次土木建 築事務所仁 多土木事業 所	凍害防止工事 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ拡 幅
				B	14.00~ 28.00	62.50		
			後	A	5.00~ 13.00	99.00		
				B	14.00~ 28.00	62.50		
"	"	仁多郡奥出雲町竹崎 1868番1地先から同 1868番4地先まで	前	14.00~ 40.00	140.00	凍害防止工事 拡幅		
			後	20.00~ 49.00	140.00			
"	"	仁多郡奥出雲町竹崎 1868番4地先から同 1868番3地先まで	前	A	15.00~ 51.00	160.00	凍害防止工事 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ	
				A	15.00~ 51.00	160.00		
			後	B	12.00~ 25.00	110.00		
"	"	仁多郡奥出雲町竹崎 1868番3地先から同23 82番地先まで	前	10.00~ 52.00	460.00	凍害防止工事 拡幅		
			後	13.00~ 95.00	460.00			
"	田所国府線	浜田市上府町口772番 13地先から同地先まで	前	4.30~ 4.45	39.70	浜田土木建 築事務所	災害復旧工事 拡幅	
			後	4.30~ 37.80	39.70			
"	三隅美都線	益田市美都町宇津川八 1098番1地先から同八 559番6地先まで	前	5.20~ 9.50	50.00	災害復旧工事 拡幅		
			後	5.50~ 35.00	50.00			
"	益田澄川線	益田市長沢町179番4 地先から同町178番1 地先まで	前	4.20	75.50	益田土木建 築事務所	災害復旧工事 拡幅	
			後	4.20~ 40.00	75.50			
"	益田日原線	益田市向横田町1770番 2地先から同町1784番 4地先まで	前	3.80~ 9.00	400.00	道路改良工事 拡幅		
			後	3.80~ 38.00	394.40			
"	匹見左鐙線	鹿足郡日原町大字左鐙 2035番18地先から同大 字2035番8地先まで	前	3.80~ 7.20	213.00	災害防除工事 拡幅		
			後	7.20~ 40.60	213.00			

"	須川谷日原線	鹿足郡日原町大字須川2006番15地先から同町大字日原674番1地先まで	前 A	5.00 ~ 26.00	304.00	益田土木建築事務所津和野土木事業所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管
			前 B	9.00 ~ 26.00	99.00		
			後 B	9.00 ~ 26.00	99.00		

島根県告示第905号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	田所国府線	浜田市下有福町2番2地先から同町43番4地先まで	メートル 340.00	平成17年 8月12日	浜田土木建築事務所	
"	"	浜田市下有福町26番1地先から同町70番3地先まで	305.00	"		
"	三隅美都線	益田市美都町宇津川八1098番1地先から同八559番6地先まで	50.00	"	益田土木建築事務所	
"	益田澄川線	益田市長沢町179番4地先から同町178番1地先まで	75.50	"		
"	益田日原線	益田市向横田町1770番2地先から同町1784番4地先まで	394.40	"		
"	六日市匹見線	益田市匹見町紙祖口50番4地先から同口517番地先まで	300.00	"		
"	匹見左鐙線	鹿足郡日原町大字左鐙2035番18地先から同大字2035番8地先まで	213.00	"	益田土木建築事務所津和野土木事業所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成17年 8月 3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 まめだがネット

3 代表者の氏名

伊藤 素

4 主たる事務所の所在地

出雲市佐田町反邊1587番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、出雲市民及び出雲市を愛する全ての人々に対して、農業が持つ様々な可能性を通して佐田の良さを継承していくとともに、地域の諸団体と連携しつつ、高齢者と女性を中心に、生きがいを作っていく農業の普及と地産地消活動の推進を図り、生きがいと健康づくり、都市との交流を促進し、もって地域の発展とそこに暮らす人々の豊かな暮らしの実現に寄与する事を目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市赤江町字西川原廣1012番5

面積 548.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市赤江町222番地

遠藤 勉

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市黒井田町字庄登1459番19

面積 500.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市黒井田町1442番地

井上 進

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年 8月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 購入物品等の名称及び数量

電子線照射装置（機器調達、設置、配線、調整等） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年 3月24日

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町 1 番地 島根県産業技術センター

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目大分類「4 機械器具類」中分類「(3) 理化学機器」の入札参加資格の認定を受け、A等級又はB等級に格付けされた者であること。

(4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年1月23日付け会発第149号）に基づく入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県商工労働部産業振興課 担当 曳野

電話 0852 - 22 - 5293

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成17年 8月12日（金）から平成17年 8月26日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(3) 入札参加資格を確認する書類の提出期間及び場所

平成17年 8月12日（金）から平成17年 9月 2 日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に上記(1)の場所に提出すること（郵送でも可）。

受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(4) 入札書の受領期限

平成17年9月22日(木)午前10時30分(郵便による入札にあつては、午前10時必着)

(5) 開札の日時及び場所

日時 平成17年9月22日(木)午前11時00分から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階第2会議室

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required: Electron beam irradiation system

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification: 4:00a.m. 2 September, 2005

(3) Deadline for submission of tenders: 10:30a.m. 22 September, 2005

Deadline for submission of tenders by registered mail: 10:00a.m. 22 September, 2005

(4) Contact point for the notice: Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-Machi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-5293

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月12日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第23号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 の備考中「又は 2 」を「、 2 又は 3 」に、「 1 の 4 」を「 1 の 5 」に改める。

別表第 3 の 1 の部中

5 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業	を
	(2) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業	
	(3) 海上保安大学校本科の卒業	
	(4) 上記に相当すると県教育委員会が認める学歴免許等の資格	

6 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業	に改め、同
	(2) 国立看護大学校看護学部の卒業	
	(3) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業	
	(4) 海上保安大学校本科の卒業	
	(5) 上記に相当すると県教育委員会が認める学歴免許等の資格	

部 4 の項中「 4 大学専攻科卒」を「 5 大学専攻科卒」に改め、同部 3 の項中「 3 大学 6 卒」を「 4 大学 6 卒」に改め、同部 2 の項の次に次の 1 項を加える。

3 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
-------------	--------------------------

別表第 6 中「修士課程修了」を「修士課程修了
専門職学位課程修了」に改め、同表の備考中「 1 の 4 」を「 1 の 5 」に改める。

別表第 7 中

修士課程修了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年	を
--------	-----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

修士課程修了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年	に改める。
専門職学位課程修了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年 4月 1日から適用する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8月12日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第13中

視能訓練士	短大3卒		1	5	3
		0	1	6	9

を

視能訓練士	大学卒			5	3
		0	5	8	
短大3卒		1	5	3	
		0	1	6	9

に改める。

別表第15の1の部中

5 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
--------	--

を

6 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
--------	--

に改め、同

部4の項中「4 大学専攻科卒」を「5 大学専攻科卒」に改め、同部3の項中「3 大学6卒」を「4 大学6卒」に改め、同部2の項の次に次の1項を加える。

3 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
-------------	--------------------------

別表第17中	修士課程修了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年
--------	--------	-----	---	----	---	----	---	----	---	----

を

修士課程修了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年
専門職学位課程修了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年

に改める。

別表第23中	視能訓練士	短大3卒	1級 6号給
--------	-------	------	--------

を

視能訓練士	大学卒	2級 2号給
	短大3卒	1級 6号給

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月12日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

